



2月号平成25年2月発行

丹南健康福祉センター

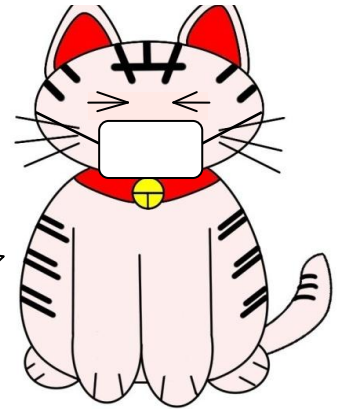
Mail: t-fukusi-c@pref.fukui.lg.jp

HP: http://www.pref.fukui.lg.jp/

注意!

インフルエンザが流行しています!

広報マスコット たんにゃん



県内に『インフルエンザ注意報』が発令されました。
 まだまだ感染は拡大中で、保育園や学校等では、学級閉鎖や学年閉鎖が増加しています。
 インフルエンザは、1人1人が予防対策を行っていただくことが重要です。
 また、心臓病や腎臓病、糖尿病等の病気をお持ちの方や、妊娠中の方、お子様や高齢の方は、インフルエンザにかかると、重症化するリスクが高いと言われています。特に注意して、予防対策等の徹底をお願いします。

★予防対策等★

- ① 外出から帰宅した際は、うがい、せっけんを使った手洗いをしましょう。
- ② できるだけ人ごみを避けましょう。外出の際にマスクを着用することも感染予防に有効です。
- ③ 加湿器等で適度な湿度を保ちましょう。
- ④ 栄養と休養を十分にとり、健康管理に注意しましょう。
- ⑤ 風邪症状が現れたら、マスクを着用して早めに医療機関を受診しましょう。
- ⑥ 咳エチケットを心がけましょう。

風しんに注意!

近年、近畿地方から関東地方にかけて風しんの患者数が大幅に増え、現在も流行が継続しています。福井県でも昨年8名の患者発生があり、今後も流行の恐れがあります。妊娠初期の女性が感染すると、精神や身体の障がいをもった赤ちゃんが生まれる可能性があります。風しんの予防には、ワクチン（予防接種）が効果的です。これまでに予防接種を受けていない方は医療機関での予防接種をご検討ください。詳しくは県健康増進課ホームページ（<http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/index.html>）をご覧ください。

風しんとは?

三日はしかともいわれる。

症状：発疹、発熱、リンパ節の腫れ

潜伏期間：感染から14～21日

お知らせ

悩みごと総合相談会 予約受付中!

日時	場所	問い合わせ・申し込み先
3月2日(土) 9:30～14:30	越前市福祉健康センター (アルプラザ武生店 4階)	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 健康増進課 TEL:0778-22-4135

弁護士、臨床心理士等を迎え、法律・消費生活・こころとからだ・福祉の相談に応じます。

エイズ、肝炎ウイルス相談・検査についてはお気軽に！

場所	検査日	結果説明日
丹南健康福祉センター(鯖江市庁舎) 鯖江市水落町1丁目2-25 TEL:0778-51-0034	第2火曜日 13:00~14:00 受付 第4月曜日 17:00~19:00 受付	検査の1週間後 本人の来所が必要
丹南健康福祉センター(武生庁舎) 越前市文京2丁目13-39 TEL:0778-22-4135	第4火曜日 13:00~14:00 受付	検査の1週間後 本人の来所が必要

- ・検査は匿名で、原則無料です
- ・検査は、感染の機会があつて3か月後の検査をお勧めします
- ・検査日が、祝祭日と重なる場合は行いません
- ・住所に関係なく、どちらのセンターでも受けられます
- ・診断書目的の方は、医療機関での検査をお勧めします



電話相談は随時受け付けています！

月～金曜日
8:30～17:00

ノロウイルス感染症対策研修会を開催しました！



11月14日(水)と1月8日(火)にNOSAI福井において、管内の高齢者・障害者福祉施設、保育所・幼稚園の職員の方を対象にノロウイルス感染症対策研修を実施しました。

感染性胃腸炎は、冬場に多い感染症です。日ごろの健康管理や、石鹸と流水でのていねいな手洗い等を実施して予防しましょう。

11月の研修会ではこのような「嘔吐物・排泄物の処理」のデモを実施したほか、ノロウイルス感染症対策の基礎の講義、各施設の感染症対策等についての意見交換を行いました。1月の研修会では高齢者・障害者福祉施設職員、保育所・幼稚園職員がそれぞれグループに分かれ、ノロウイルス発生時のシミュレーションを実施しました。

*****お知らせ*****

健康づくり優良事業所の表彰式を開催します！

本年度から取り組んでまいりました「健康づくり優良事業所」の表彰について、このたび晴れて表彰式を開催することとなりました。

これと併せて記念講演会も行います。職場の健康づくりにご興味ある方のご参加をお待ちしております。詳しくは丹南健康福祉センターまでお問い合わせください。

日時	場所	講演内容
3月12日(火) 15:00~16:45	越前市福祉健康センター 多目的ホール (アルプラザ武生店 4階)	*表彰式 *「うつ病からの職場復帰 =事業所が心がけること= 松原病院 松原六郎代表理事



ごみを燃やしたり、みだりに捨てることは法律で禁止されています。(5年以下の懲役または1000万円以下の罰金)

~~不法投棄~~ 野焼き